

成田国際空港株式会社法案参照条文

商法（明治三十二年法律第四十八号）（抄）

第五十七条 会社八本店ノ所在地ニ於テ設立ノ登記ヲ為スニ因リテ成立ス

第六十七條 定款八公証人ノ認証ヲ受クルニ非ザレバ其ノ効力ヲ有セス

第六十八條（略）

一（八）（略）

現物出資八發起人ニ限り之ヲ為スコトヲ得

第六十八條ノ二 会社ノ設立ニ際シテ発行スル株式ニ關スル左ノ事項ニシテ定款ニ定ナキモノ八發起人全員ノ同意ヲ以テ之ヲ定

ム

一 株式ノ種類及數

二 株式ノ発行価額

三 株式ノ発行価額中資本ニ組入レザル額

第八十條 第七十七條ノ規定ニ依ル払込及現物出資ノ給付アリタルトキ八發起人八遲滞ナク創立總會ヲ招集スルコトヲ要ス

（略）

第八十一條 定款ヲ以テ第六十八條第一項ニ掲グル事項ヲ定メタルトキ八發起人八之ニ關スル調査ヲ為サシムル為検査役ノ選任ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ要ス

第七十三條第二項及第三項ノ規定八前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第一項ノ検査役ノ報告及前項ニ於テ準用スル第七十三條第三項前段ノ弁護士又ハ弁護士法人ノ証明ヲ記載又ハ記録シタル資料八之ヲ創立總會ニ提出スルコトヲ要ス

第八十八條 株式会社ノ設立ノ登記八發起人が会社ノ設立ニ際シテ発行スル株式ノ總數ヲ引受ケタルトキ八第七十三條又ハ第

百七十三條ノ二ノ手續終了ノ日、發起人が会社ノ設立ニ際シテ発行スル株式ノ總數ヲ引受ケザリシトキ八創立總會終結ノ日又ハ  
第百八十五條若八前條第四項ノ手續終了ノ日ヨリ二週間内ニ之ヲ為スコトヲ要ス

・ (略)

刑法 (明治四十年法律第四十五号) (抄)

(公務員の国外犯)

第四條 この法律は、日本国外において次に掲げる罪を犯した日本国の公務員に適用する。

- 一 第百一條 (看守者等による逃走援助) の罪及びその未遂罪
- 二 第百五十六條 (虚偽公文書作成等) の罪
- 三 第百九十三條 (公務員職權濫用)、第百九十五條第二項 (特別公務員暴行陵虐) 及び第百九十七條から第百九十七條の四まで (収賄、受託収賄及び事前収賄、第三者供賄、加重収賄及び事後収賄、あつせん収賄) の罪並びに第百九十五條第二項の罪に係る第百九十六條 (特別公務員職權濫用等致死傷) の罪

法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律 (昭和二十一年九法律第二十四号) (抄)

第三條 政府又は地方公共団体は、会社その他の法人の債務については、保証契約をすることができない。ただし、財務大臣 (地方公共団体のする保証契約にあつては、総務大臣) の指定する会社その他の法人の債務については、この限りでない。

財政融資資金法 (昭和二十六年法律第百号) (抄)

(財政融資資金の運用)

第十條 財政融資資金は、次に掲げるものに運用することができる。

- 一 国債
- 二 国に対する貸付け
- 三 法律の定めるところにより、予算について国会の議決を経、又は承認を得なければならない法人の発行する債券
- 四 前号に規定する法人に対する貸付け
- 五 地方債

六 地方公共団体に対する貸付け

七 特別の法律により設立された法人（第三号に規定する法人を除く。）で国、第三号に規定する法人及び地方公共団体以外の者の出資のないもののうち、特別の法律により債券を発行し得るものの発行する債券

八 前号に規定する法人に対する貸付け

九 外国政府、国際機関及び外国の特別の法令により設立された外国法人の発行する債券（次項において「外国債」という。）

十 財政融資資金をもつて引受け、応募又は買入れを行った債券であつて政令で定めるものの金融機関その他政令で定める法人に対する貸付け

2 (略)

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）（抄）

(定義)

第二条 この法律で「農地」とは、耕作の目的に供される土地をいい、「採草放牧地」とは、農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。

2~9 (略)

(農地又は採草放牧地の権利移動の制限)

第三条 農地又は採草放牧地について所有権を移転し、又は地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可（これらの権利を取得する者（政令で定める者を除く。）がその住所のある市町村の区域の外にある農地又は採草放牧地について権利を取得する場合その他政令で定める場合には、都道府県知事の許可）を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合及び第五条第一項本文に規定する場合は、この限りでない。

一~十 (略)

2~4 (略)

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）（抄）

(定義)

第二条 (略)

2・3 (略)

4 この法律において「航空保安施設」とは、電波、灯光、色彩又は形象により航空機の航行を援助するための施設で、国土交通省令で定めるものをいう。

5 5 19 (略)

国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)(抄)

(外貨債務の保証)

第二条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、次に掲げる法人が国際復興開発銀行又は外国政府金融機関(当該金融機関に対する出資の金額の半額以上が外国政府の出資により設立されたものであつて政令で定めるものをいう。)(以下「国際復興開発銀行等」という。)(からの資金の借入契約に基づき外貨で支払わなければならない債務について、予算をもつて定める金額(法人ごとにその金額を定めることが困難であるときは、保証契約をすることができる金額を総額をもつて定めるものとし、この場合においては当該総額。次項において同じ。)(の範囲内において、保証契約をすることができる。

一から四まで 削除

五 日本道路公団

六 首都高速道路公団

七 電源開発株式会社

八 その他政令で定める法人

2・3 (略)

新東京国際空港公団法(昭和四十年法律第百十五号)(抄)

(基本計画)

第二十一条 国土交通大臣は、政令で定めるところにより、前条第一項第一号及び第二号の業務につき基本計画を定め、これを公団に指示するものとする。これを変更するときも、同様とする。

(財務諸表等)

第二十七 (略)

2 公団は、前項の規定により財務諸表を国土交通大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならぬ。

3 公団は、第一項の規定による国土交通大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表及び附属明細書並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、国土交通省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(債務保証)

第三十条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、公団の長期借入金又は債券に係る債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二条の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。)について保証することができる。

(財産の処分等の制限)

第三十二条 公団は、国土交通省令で定める重要な財産を譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号)(抄)

(委員会の権限等)

第二十一条の八 (略)

2~6 (略)

7 監査委員会を組織する取締役(以下「監査委員」という。)は、委員会等設置会社若しくはその子会社(当該委員会等設置会社が大会社である場合においては、連結子会社を含む。以下この項において同じ。)の執行役若しくは支配人その他の使用人又は当該子会社の業務を執行する取締役を兼ねることができない。

社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)(抄)

(権利の帰属)

第六十六条 次に掲げる社債(以下「振替社債」という。)(についての権利(第七十三条に規定する利息の請求権を除く。)(の帰属は、次条第二項の場合を除き、この章の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとする。

一 次に掲げる要件のすべてに該当する社債(第八十三条及び第八十四条において「短期社債」という。)(

イ 契約により社債の総額が引き受けられるものであること。

ロ 各社債の金額が一億円を下回らないこと。

ハ 元本の償還について、社債の総額の払込みのあった日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。

ニ 利息の支払期限を、ハの元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。

ホ 担保附社債信託法(明治二十八年法律第五十二号)の規定により担保が付されるものでないこと。

二 (略)

日本郵政公社法(平成十四年法律第九十七号)(抄)

(中期経営目標及び中期経営計画)

第二十四条 (略)

2 (略)

3 中期経営計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 二 (略)

四 郵便貯金の預り金(郵便貯金の利子を含み、日常の払戻しに必要な資金を除く。以下「郵便貯金資金」という。)(の運用計画

五 簡易生命保険業務(第十九条第一項第五号並びに同条第二項第八号及び第十七号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務をいう。以下この条及び第三十条第二項において同じ。)(に係る収入のうち簡易生命保険業務に係る支出に充てられていないもの(簡易生命保険業務に係る日常の支出に必要な資金を除く。以下「簡易生命保険資金」という。)(の運用計画

4 5 8 (略)

(郵便貯金資金の運用)

第四十一条 会社は、次の方法による場合を除くほか、郵便貯金資金を運用してはならない。

一 三 (略)

四 次に掲げる有価証券等の売買

イ 八 (略)

二 特別の法律により設立された法人(ロに規定する法人を除く。)で、国、ロに規定する法人及び地方公共団体以外の者の出資のないもののうち、特別の法律により債券を発行することができるものの発行する債券

ホ 三 (略)

五 十二 (略)

(簡易生命保険資金の運用)

第四十五条 会社は、次の方法による場合を除くほか、簡易生命保険資金を運用してはならない。

一 保険契約者に対する貸付け

二 簡易生命保険法第八十八条の規定による地方公共団体に対する貸付け

三 第四十一条第四号から第十二号までに掲げる方法

2 (略)